

(工学部・工学研究科)
公益財団法人亀井記念財団
2024年度外国人留学生奨学生の募集

2024. 4. 16

1 応募資格・・・以下のすべてに該当するもの

- 1) 2024年4月現在で、学部正規課程(3年次以上)又は大学院正規課程に在籍する外国人私費留学生(在留資格「留学」)。
- 2) 本人・配偶者・家族が奨学金を受けている場合には、この奨学金との合計額が月額12万円を超える場合には、応募不可。
- 3) 日本語によるコミュニケーションが可能な者。

Sufficient Japanese ability especially in reading and writing is required to apply.

2 援助の金額、援助の期間

月額：学部生 5万円、大学院生 6万円

期間：2024年4月以降、現在籍課程の正規の修学期間の終わりまで。

3 推薦人数

工学部又は工学研究科から1名

4 提出書類

- 1) 外国人留学生奨学金申込書 (**A3サイズで印刷**、記入のこと)
(写真貼付・日本語自筆・黒いペンで記入、消えるボールペンは不可)
 - ※ 学費(授業料)について
 - 2024年度前期分を月換算で記入
 - 免除申請中の場合：金額は書かず(免除申請中)と記入
 - 総長特別奨学生の場合収入欄に支給額を記入
 - ※ 2024年4月現在で記入すること。
 - ※ 「家計の状況」欄は、収入と収支の合計を一致させること。
 - ※ 「他の奨学財団からの受給状況」は、受給暦がある場合は直近の3件まで記入すること。
 - ※ 該当事項がない欄には「なし」等記入すること。
 - ※ 「身元保証人」は、学業遂行上の保証者を意味するため、指導教員等に依頼すること。
- 2) 直近の成績証明書(写し)
- 3) 在留カードの写し(両面)
- 4) 私費外国人留学生身上調書(指定用紙)
- 5) 家計状況申告書(指定用紙)
 - ※ 4)、5)は、2024年4月以降に、他の奨学金応募ですでに提出したことがある場合は不要。
- 6) 指導教員の推薦書(添付の本学所定様式)
 - ※ 工学部・工学研究科から推薦が決定後提出
 - ※ 学部生については、クラス担任等の教員により作成。
 - ※ 作成者(指導教員等)の署名、押印(シャチハタ不可)のこと。

5 書類の提出先

工学部・工学研究科教務課国際交流係(中央棟3F)

6 締切日

令和6年5月15日(水)

令和6年度に併給不可の他奨学金に受給決定の者ならびに申請中(直接応募含む)の者は推薦対象外とします。

2024年4月2日

2024年度 奨学生募集のご案内

外国人私費留学生の皆さんへ

仙台市青葉区国分町3-1-18
公益財団法人 亀井記念財団
事務局長 保志 一憲

当財団は、人物及び学業成績が優秀で、学資負担の困難な高校生・高等専門学校生・看護学校生および外国人私費留学生に奨学金を支給し、大学生・大学院生に対し奨学金を貸与している奨学財団です。

今年度も、下記の要綱にて外国人私費留学生の奨学生を募集しますのでご案内いたします。

1 応募資格

- (1) 留学生にふさわしい生活態度・信条を持ち、健康・成績優秀かつ国際交流・国際親善に関心があり、生活上経済的援助を必要とする私費留学生であること。
- (2) 宮城県下の大学に通学する学部学生及び大学院生であること。
- (3) 年齢・国籍には、制限はありません。
- (4) 在学年次は問いません。ただし、学部学生は3年生以上であること。
- (5) 本人・配偶者・家族の奨学金（当財団の奨学金と他の奨学金）の合計額が月額12万円を超える金額になる場合は、当財団の奨学金を辞退していただくこともあります。

2 奨学金

- (1) 正規の修学期間、下記の奨学金を支給します。
学部学生の場合 奨学金月額50,000円を支給します。
大学院生の場合 奨学金月額60,000円を支給します。
- (2) 採用された方の、初年度の奨学金の支給開始は7月になります。
(7月の第1回目の支給は、4月～9月の6カ月分を一括して支給)

3 支給期間と条件

- (1) 奨学金の支給期間は、①学部卒業まで②修士課程修了まで③博士前期課程修了まで④博士後期課程修了までの四つに分けており、それぞれ採用年度の4月から正規の卒業年度（正規の修業期間）まで支給します。
- (2) 卒業または修了時、各自の卒業論文の概要を当財団に提出することを義務付けております。

4 応募の手続

- (1) 応募には下記の書類の提出と指導教官の推薦書が必要です。あらかじめ、指導教官及び留学生課の方とよくご相談ください。また応募用紙は留学生課等の方にお尋ねください。なお、指導教官の推薦書の様式は、A4用紙（横書）を使用し、「推薦書」と明記してください。内容は特に指定しませんが、修学状況や推薦理由等をできるだけ詳しく記載してもらってください。なお、指導教官がいない場合は、留学生課等の推薦を受けてください。

①外国人留学生奨学金申込書（願書・推薦調書）・・・1通

②本人の写真（上記申込書に貼付）・・・1枚

（6ヶ月以内のもので、縦4.5cm×横4.0cm程度、白黒・カラーを問わず。）

- * 応募書類は留学生課等に提出してください。応募締切は留学生課等に確認してください。また、当財団では、大学側が推薦した留学生についてのみ、選考の対象といたします。

5 選考と採用

- (1) 7月上旬に選考委員会を開き、各大学より推薦された方の申込書と面接により公正に審査し、22名の採用を予定しております。
- (2) 面接日程は、本人へ事前に連絡いたします。
- (3) 採否は、7月中旬に、大学に通知するとともに、本人にもご郵送いたします。なお、選考結果を直接当財団に問い合わせても回答致しかねますので、ご遠慮願います。

6 採用になった場合

- (1) 大学より、誓約書が交付されますので、誓約書の所定箇所を記入し押印の上、オリエンテーション〔7月下旬予定〕に持参してください。
（やむを得ず、オリエンテーションに出席できない場合でも採用取消にはなりません）
- (2) 奨学金は本人に直接現金で支給いたします。第1回目の支給は、4～9月までの6ヶ月分を一括支給します。（7月下旬予定）

7 その他

- (1) 申込書は選考上重要な資料です。事実をありのまま記入して下さい。仮に、記入しなければならぬことを故意に記入しなかったり、虚偽の記入を行ったことにより奨学生になったことが判明した時は、直ちに奨学生の資格を喪失しますし、奨学金を返還してもらうこととなりますのでご注意ください。
- (2) 申込書の現住所欄の住居区分に該当するものがない場合は、その他を○で囲み、空欄に具体的内容を必ず記入して下さい。なお、住居区分に表示している「MS」はマンション・「AP」はアパートのことです。
- (3) 申込書の記入内容や指導教官の推薦書類に不備がある場合は受付致しませんので、確認してから大学へ提出して下さい。もし、分からない所がありましたら、必ず、大学の留学生課の方にお問い合わせ下さい。本人からの直接の問い合わせには対応致しません。
- 以上

外国人留学生奨学金 支給規程

公益財団法人亀井記念財団

令和4年6月3日現在

公益財団法人 亀井記念財団
外国人留学生奨学金支給規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人亀井記念財団（以下「当財団」という。）の定款第4条第1号に規定する事業を行うにあたり、外国人留学生に対する奨学金の支給に関し、必要な事項を定めることにより公正で適切な奨学金支給事業を行う事を目的とする。

第2章 募 集

(募集方法)

第2条 奨学生の募集は、理事会及び評議員会で承認された事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、応募に必要な書類を各学校へ送付して行う。

(対象学校)

第3条 募集対象学校は、事業計画で定めた学校のとおりとする。

(募集人員)

第4条 募集人員は、事業計画で定めた人員のとおりとする。

第3章 応 募 ・ 出 願

(応募資格)

第5条 当財団の支給奨学金を受けるためには、次に定める応募資格に該当しなければならない。

- (1) 事業計画で定めた学校に在籍する外国国籍の私費留学生で、大学院及び4年制大学の学生（ただし、4年制大学の場合、3学年生以上）
- (2) 人物に優れ学業成績が優秀で、学資負担が困難な学生
- (3) 財団の奨学金を受けて卒業し、再度学長の推薦に基づき研究を続ける研究生等

(出 願)

第6条 出願には、当財団所定の奨学金申込書(願書・推薦調書)(以下「奨学金申込書」という。)に担当指導教官の推薦書を添付し、学校長の推薦を受けなければならない。ただし、担当指導教官がいない場合は、学生課等の推薦書をもって担当指導教官の推薦書に代える事ができる。

- 2 学校長は、奨学金申込書を提出した学生が、前条第2号の定めに抵触していないか及びに担当指導教官の推薦書を確認後、当財団が定める期日まで、奨学金申込書と担当指導教官の推薦書を当財団へ送るものとする。

第4章 選考及び採用

(選考)

第7条 選考は、書類選考及び面接選考とし、外国人奨学生選考委員会が行う。

- 2 選考の可否の要素は、奨学生選考委員会運営規程の奨学生選考基準のとおりとする。

(採用可否の通知)

第8条 採用の可否は、学校長及び本人あてに行う。

- 2 採用通知を受けた者は、当財団所定の誓約書を当財団あてに提出しなければならない。

(選考結果の公表)

第9条 奨学生の選考結果は、公益法人認定の基準により、公表する。ただし、個人名及び学校名は公表しない。

第5章 奨学生の異動

(奨学生の異動)

第10条 奨学生は、次に掲げる事由が発生した時は、遅滞なくその旨を学校を經由し当財団あてに連絡しなければならない。

- (1) 氏名の変更
- (2) 現住所の変更
- (3) 休学及び復学
- (4) 留年

- (5) 長期の欠席及び長期の一時帰国
- (6) 他の学校への転校
- (7) 停学及び退学
- (8) 奨学金を辞退する時

(奨学生の資格喪失)

第 11 条 奨学生が次の掲げる一つに該当すると認められる時は、その状況により在学する学校長の意見を聴取して、奨学生の資格を喪失させることができる。

- (1) 事由により修学の見込みがなくなった時
- (2) 事由により帰国する時
- (3) 学業成績又は素行が不良となった時
- (4) 停学・退学の処分を受けた時
- (5) 奨学金申込書に記入すべき事項を故意に記入しなかった事、又は虚偽に記入した事実が判明した時

第 6 章 奨学金の支給

(奨学金の支給)

第 12 条 この奨学金は、支給とする。(返済不要)

(支給金額)

第 13 条 支給する奨学金の額は、事業計画で定めた金額とする。

(併給支給の制限)

第 14 条 本人・配偶者・家族の奨学金（他の奨学金）と当財団の奨学金の合計金額が月額 12 万円を超える金額となる場合は、当財団の奨学金を辞退させることができる。

(支給期間)

第 15 条 奨学金の支給期間は、採用年度の 4 月から正規の卒業年度（最短修業年限）までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、秋季入学で 10 月以降採用の奨学生は、採用年の入学月から正規の卒業年月（最短修業年限）までとする。
- 3 パンデミックその他の事由で、入国出来ない為、正規の期間内に卒業が難しいと判断される場合は、支給期間を延長することが出来るも

のとする。

(支払方法)

- 第 16 条 支給される奨学金の支払いは、3ヶ月毎にその該当する月の最初の月の5日（当財団が休日の時は翌就業日）に、現金で支給する。
- 2 前項の規定に関わらず、新規採用奨学生については、採用後速やかに、初回支払分として6ヶ月分を現金で支給する。
 - 3 奨学金を受取った奨学生は、当財団所定の奨学金支払簿に、受領日並びに受領サインを記載するものとする。

(奨学金の休止及び復活)

- 第 17 条 奨学生が留年、休学又は1ヶ月を超えて長期欠席をした時及び長期の帰国をした時は、その期間奨学金の支給を休止することができる。
- 2 前項の事由がやんだ時は、在学する学校の学校長を経由し、奨学金支給の復活・期間の延長を願い出ることができる。

(奨学生の死亡)

- 第 18 条 奨学生が死亡した時は、奨学生の資格を喪失し、奨学金の支給を廃止する。ただし、既に支給済みの奨学金については、返還を要しない。

第7章 罰 則 等

(罰 則)

- 第 19 条 奨学金申込書に正しく記入すべき事項を故意に記入しなかった事、又は虚偽に記入した事実が判明した時は、奨学金に係る全ての権利を失うとともに、支給した奨学金の総額に、原則としてその期間の金利を加算した合計額について、直ちに返還しなければならない。
2. 前項に適用される金利は、年10%とする。

(卒業論文の提出)

- 第 20 条 奨学生は、当財団からの奨学金受給が終了し、在籍する学校を卒業又は履修する研究科を終了する時は、卒業論文の写し又はその概要を当財団へ提出しなければならない。
- 2 前項の卒業論文を作成しない学生は、自分が大学で学んだ内容を、文書で当財団へ提出しなければならない。

第8章 補 則

(規程の変更)

第21条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則 この規程は、平成25年2月19日をもって施行する。

この規定は、令和4年6月3日から施行する。

変更等履歴

平成25年2月19日 制定

令和 4年 6月3日 一部変更

第5条(3) 応募・出願(応募資格)の追加

第15条3 奨学金の支給(支給期間)の追加

外国人留学生奨学金申込書(願書・推薦調書)

*の箇所は該当するものを○で囲むこと

公益財団法人 亀井記念財団 殿		年 月 日	
下記の記載事項に相違ありません。貴財団の奨学金を申し込みます。			
大学名	学部 * 修士・博士前期・博士後期	学科	年生 研究科
フリガナ 本人氏名	卒業見込年月 年 月	生年月日 年 月 日	写 真 貼 付 欄
* 男・女	現住所〒	その他	
国籍・出身地	TEL - -		
* 食べられないもの: ①豚肉 ②牛肉 ③刺身 ④その他		アレルギー: ①なし ②あり()	
経 歴			
学校区分	学校名及び所在地	入学・卒業 年 月	専攻科目 または資格取得
高 校	学校名: 所在地:	入学 年 月 卒業 年 月	
大 学	学校名: 所在地:	入学 年 月 卒業 年 月	
大学院	学校名: 所在地:	入学 年 月 卒業 年 月	
[来日後、現在までの経過] (記入例: 東京・〇〇日本語学校2カ月通学)			
職 歴			
勤務先名及び所在地	勤務期間	職務の内容・復職の予定等	
日本で勉強する目的:			
研究テーマ:			
内 容:			

家族構成					
家族の氏名	続柄	年齢	同居区分	住 所	勤務先名等
家計の状況 [その他の場合は()にその内容を記入して下さい。]					
収入(月額)			支出(月額)		
本人の収入	配偶者の収入 (夫または妻がいる場合記入)		本人の支出	配偶者の支出 (夫または妻がいる場合記入)	
1. 仕送り	千円	千円	1. 住居費	千円	千円
2. アルバイト	千円	千円	2. 学 費	千円	千円
3. 奨学金	千円	千円	3. 交通費	千円	千円
4. 預金引出	千円	千円	4. 生活費	千円	千円
5. その他	千円	千円	5. その他	千円	千円
()			()		
収入合計 千円			支出合計 千円		
他の奨学団体からの奨学金受給状況 (現在、奨学金を受給している場合記入)					
1 団体名:		・受給期間		・受給月額	千円
2 団体名:		・受給期間		・受給月額	千円
3 団体名:		・受給期間		・受給月額	千円
身元保証人(日本国内での身元保証人)					
氏名:		印		生年月日	年 月 日 性別:
住所:				TEL	
職業:				本人との関係:	

この申込書に記入されている個人情報は、当財団の奨学金業務のためのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。また、提出書類は返却致しませんので、ご了承下さい。

*2024年4月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

私費外国人留学生身上調書

1. 身分・名前等

身分	学部 年 MC 年 DC 年	学部研究生 大学院研究生	学籍番号	
学科名 専攻名		指導 教員	研究室 TEL	
氏名	(漢字)			既婚・未婚
生年月日	年 月 日生 (年齢 才)		国籍	
東北大学 入学前の 在籍大学				年 月 卒業・修了
東北大学 での異動 (新しい順番に)	在籍身分	在籍期間		
		年 月 ~ 現在		
		年 月 ~ 年 月		
住居 (○で囲む)	ユニバーシティ・ハウス青葉山		国際交流会館三条第一会館	
	ユニバーシティ・ハウス三条(Ⅱ・Ⅲ)		国際交流会館三条第二会館	
	ユニバーシティ・ハウス片平		ユニバーシティ・ハウス長町	
	国際交流会館東仙台会館			
	県・市営住宅・民間アパート(住所)	

2. 家族状況 (母国の家族情報を含むこと。)

*配偶者が学生の場合、在籍学校名・所属学部研究科・学年を記入する

氏名	続柄	年齢	同/別居	職業	勤務先または学校名
	父				
	母				

*

*2024年4月以降に提出したことがある場合は提出不要です。

家計状況申告書

在籍	学部 年	学部研究生	学籍番号	
	MC 年 DC 年	大学院研究生		
氏名				

家計状況

* 2023年4月から2024年3月までのあなたの家計状況について、1ヶ月を平均して記入してください。

* 2023年10月入学の場合は2023年10月から2024年3月までについて記入してください。

収 入		支 出	
自己資金(預金)	円	授業料	円
仕送り	円	住居費	円
奨学金	円	生活費	円
その他()	円	その他()	円
合 計	円	合 計	円

特記事項(経済状況について特に強調したいことがあれば記入してください)

奨学金受給状況

* これまでに奨学金をもらったことがありますか? 有り・無し (○で囲む)

* 有る場合は、以下に記入してください。

もらっていた期間	月額・年額(○で囲む)	奨学金の名称
年 月 ~ 年 月	月額・年額 円	
年 月 ~ 年 月	月額・年額 円	

*この2年間で申請して不採用だった奨学金名と申請した年を記入して下さい。(例:2021年 ○○奨学金)

授業料免除の状況(研究生の期間を除く)

* 該当箇所を○で囲む

年	期	全額免除	半額免除	1/3免除	申請中	申請したが不許可だった
2024	前期					
	後期					
2023	前期					
	後期					
2022	後期					

－奨学金申請時の心得について－

東北大学 教育・学生支援部 留学生課 国際教育係

2019.02.01

1 申請の前に

- ・募集要項をよく読み、資格を満たしているか確認してください。応募条件や支給内容だけでなく、採用後の義務なども確認してください。（認定式や交流会などへの出席は必須、財団により定期的な課題提出などもあります）
- ・申請に必要な書類が手元にあるか、必ず確認してください。特に前課程の成績証明書の不足が多いので注意してください。
- ・他の財団に大学推薦または直接応募により申請中の場合は、結果が未定でも新たに申請することは出来ません。（ただし、双方の奨学金が併給可の場合を除きます）
- ・財団によって選考方法が異なります。面接がある場合はあらかじめ交通費、場所、日時などを確認し、必ず出席できるようにしてください。

2 申請書類について

- ・継続申請の場合も、前回の内容をそのまま流用せず、新たに願書を作成してください。
 - ・消えるボールペン（フリクション）は使用せず、必ず黒のボールペンで記入してください。
（消えるボールペンで書かれた書類は財団に提出できません）
 - ・選考の際、申請書類によってあなたの印象は大きく左右されます。選考者（相手方）が読みやすいよう、丁寧な記載を心がけてください。
 - ・書き損じた場合は修正液（テープ）や斜線での訂正はせず、新しく書き直しましょう。
 - ・学部・研究科名等は省略せず、正式名称で記入してください。
 - ・記入上の注意や指定には必ず目を通し、それに従って記入してください。
 - ・相手方に失礼のないよう、記入欄の7～8割を目安に記入するようにしてください。
 - ・すべて書き終えたら、記入漏れなどがないか必ず確認して下さい。特に記入することがない欄も、「なし（数字なら0）」等と記入して下さい。
- ※エクセルデータから出力する場合、すべての文字が切れずに枠内に収まっているか確認してください。

3 その他

- ・応募条件や申請書の書き方など、分からないことがあった場合は所属部局の奨学金担当係に問い合わせてください。個人で財団へ直接問い合わせはしないこと。
- ・総長特別奨学生や授業料も支給される奨学金に採用された場合など、支給期間中の授業料免除申請が出来ない場合があります。必ずあらかじめ所属部局の奨学金担当係に確認してください。
- ・大学を通さず直接応募または継続受給の申請等を行う場合は、必ず前もってその旨を所属部局の奨学金担当係に連絡してください。